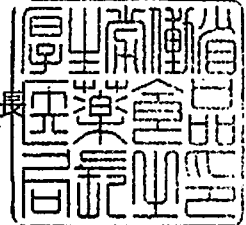


写

薬食発 0629 第 3 号
平成 24 年 6 月 29 日

各〔都道府県知事
保健所設置市長
特別区長〕殿

厚生労働省医薬食品局長



出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（薬事法関係）の施行について

日本国籍を有していない者が、薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 36 条の 4 第 2 項に規定する登録（以下「販売従事登録」という。）を受けようとする場合は、薬事法施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号。以下「施行規則」という。）第 159 条の 7 第 2 項第 2 号の規定に基づき、外国人登録法（昭和 27 年法律第 125 号）第 4 条の 3 第 2 項の登録原票の写し又は同項に規定する登録原票記載事項証明書を申請書に添えなければならないとされているところである。

今般、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成 21 年法律第 79 号）の一部の施行に伴い、外国人登録法が廃止されること等を踏まえ、本日、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成 24 年厚生労働省令第 97 号。別添参照。）が公布されたところである。

この省令の改正の内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、適正な指導を行い、その実施に遺漏なきを期されたい。



記

第一 改正の内容

日本国籍を有していない者が、販売従事登録を受けようとする場合に申請書に添えなければならない書類を住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）又は住民票記載事項証明書（同法第7条第1号から第3号までに掲げる事項及び同法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）としたこと。

第二 施行日

平成24年7月9日

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（販売従事登録の申請） 第二百五十九条の七（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 申請者の戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（日本国籍を有していない者については、住民票の写し）（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。）又は住民票記載事項証明書（同法第七條第一号から第三号までに掲げる事項及び同法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。）</p> <p>三（略）</p> <p>四（略）</p> <p>3（略）</p>	<p>（販売従事登録の申請） 第二百五十九条の七（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 申請者の戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（日本国籍を有していない者については、<u>外国人登録法（昭和二十七年法律第二百二十五号）第四条の三第二項の登録原票の写し又は同項に規定する登録原票記載事項証明書</u>）</p> <p>三（略）</p> <p>四（略）</p> <p>3（略）</p>

○厚生労働省令第九十七号

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成二十二年法律第七十九号)の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う厚生労働省令関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十四年六月二十九日

厚生労働大臣 小宮山洋子

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う厚生労働省令関係省令の整備に関する省令

(健康保険法施行規則の一部改正)

第一条 健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

第百十四条第三項中「外国人」を「出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三各号に掲げる者」に、「外国人登録証明書」を「旅券その他の身分を証する書類」に改める。

(労働安全法施行規則の一部改正)

第二条 労働安全法施行規則(昭和二十二年労働省令第十二号)の一部を次のように改正する。

第十八条第三項第一号ハ中(外国人)にあつては、外国人登録証明書、以下同じ。の写しを「の写し(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する中長期滞在者にあつては住民票の写し(国籍等(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。以下この号において同じ。及び在留資格(出入国管理及び難民認定法第二条の二第二項に規定する在留資格をいう。を記載したものに限る。))とし、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者にあつては住民票の写し(国籍等及び同法に定める特別永住者である旨を記載したものに限る。))とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三第一号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写しとする。以下同じ。」に改める。

第二十五条の三第三項第三号中(外国人)にあつては、外国人登録証明書、以下同じ。」を削る。

(労働士法施行規則の一部改正)

第三条 労働士法施行規則(昭和二十三年厚生省令第三号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号中「可携式旅券」を「可携式旅券又は」に改め、「事項」の下に「(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者については、住民基本台帳法第二十條の四十五に規定する国籍等)を加え、又は外国人登録証明書の写し」を、「(出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者)について、旅券その他の身分を証する書類の写し、第四項第二号において同じ。」に改め、同条第四項第一号中「可携式旅券」を「可携式旅券又は」に改め、又は外国人登録証明書の写し」を削る。

〈医療法施行規則の一部改正〉

第四條 医療法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十号)の一部を次のように改正する。
 第十二条の二第三項第一号中「外国人にあつては外国人登録証明書(の写し)」を削る。
 (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部改正)
 第五條 次に掲げる命令の規定中「外国人にあつては、外国人登録証明書(の写し)」を削る。
 一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(昭和二十五年厚生省令第三十二号)第四
 条の四第二項第一号
 二 労働安全衛生法及びこれを施行する命令に係る省令(昭和四十七年労働省
 令第四十四号)第一条の二第三項第二号、第二号の二の(一)第十六項第二号、第一条の三第
 一号、第三項第二号、第十二条第二号、第十九条の四第二号、第十九条の二十四の二第二項第二号
 第十九条の二十四の二の十六項第二号、第十九条の二十四の十七項第二号、第十九条の
 二十四の三十二項第二号、第二十二條第二号、第二十五条の四第二項第二号及び第五十二條
 第二項第二号
 三 作業環境測定法施行規則(昭和五十年労働省令第十号)第十七条の二第二項第二号及び第四
 十四條第二号
 (自治体交付金等支給法施行規則の一部改正)
 第六條 引揚者交付金等支給法施行規則(昭和三十一年厚生省令第十五号)の一部を次のように改
 正する。
 第二条第二項第二号中「外国人登録簿法(昭和二十七年法律第百二十五号)」を「出入国管理及び難
 民認定法及び日本国との平和条約(昭和二十一年法律第百二十五号)」を「出入国管理及び難
 民認定法及び日本国との平和条約」とし、(平成二十一年法律第七十九号)第四条の規定による廃止前の外国人登
 録簿(昭和二十七年法律第百二十五号)に改める。
 (水道法施行規則の一部改正)
 第七條 水道法施行規則(昭和三十一年厚生省令第四十五号)の一部を次のように改正する。
 第十四条の二第三項第一号中「外国人にあつては外国人登録証明書(の写し)」を削る。
 第十五条の二第一号中「外国人にあつては、外国人登録証明書(の写し)」を削る。
 第十八条第二項第二号及び第三十四條第二項第一号中「又は外国人登録証明書(の写し)」を削る。
 第五十六條の二第一号中「外国人にあつては、外国人登録証明書(の写し)」を削る。
 (調理師法施行規則の一部改正)
 第八條 調理師法施行規則(昭和三十三年厚生省令第四十六号)の一部を次のように改正する。
 第三條第二項第一号中「若しくは住民票簿」を「又は住民票簿」に改め、「第(一)号」の下に「(出入国管理
 及び難民認定法(昭和二十六年政令第三十九号)第十九条の三に規定する中長期在留者及び日本
 国との平和条約(昭和二十一年法律第百二十五号)第十九条の三に規定する特別法の一部を改
 正する等の法律(平成二十一年法律第七十九号)附則第十五条第二項各号に定める期間)につ
 いては、(又は外国人登録簿法(昭和二十七年法律第百二十五号)第十九条の三各号に規定
 する等の法律(平成二十一年法律第七十九号)附則第十五条第二項各号に定める期間)に
 加へ」として、(若しくは他の身分を認める書類(の写し))に改める。
 (労働福祉年金支給規則の一部改正)
 第九條 労働福祉年金支給規則(昭和三十四年厚生省令第十七号)の一部を次のように改正する。
 第三條第二項第一号中「又は外国人登録証明書」を削る。
 (薬事法施行規則の一部改正)
 第十條 薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)の一部を次のように改正する。
 第四百五十九条の七第二項第一号中「外国人登録簿法(昭和二十七年法律第百二十五号)第四条の三
 第二項の登録簿(の写し)又は住民票簿」を「(又は住民票簿)」とし、「又は住民票簿(の写し)」を
 「又は(又は住民票簿)」と改め、「又は(又は住民票簿)」を「又は(又は住民票簿)」と改め、
 「又は(又は住民票簿)」を「又は(又は住民票簿)」と改め、「又は(又は住民票簿)」を「又は(又は住民票簿)」と改め、
 「又は(又は住民票簿)」を「又は(又は住民票簿)」と改め、

〈雇用対策法施行規則の一部改正〉

第十一条 雇用対策法施行規則(昭和四十一年労働省令第十三号)の一部を次のように改正する。
 第十条第二項第三号中「国籍」を「国籍」の写し又は出入国管理及び難民認定法第三十二条第一
 号に規定する地域に改め、同項第四号中「第十九条第三項」を「第十九条第三項前段」に改め、
 同条第二項中「第一号の二第三項」を「第一号の二第三項前段」に改める。
 第十一條第二項中「いずれかの」を「各号に掲げる外国人の区分に依り、それぞれ当該各号に定
 める」に改め、同項各号を次のように改める。
 一 出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する中長期在留者(以下この条において「中
 長期在留者」という。) 同法第十九条の三に規定する在留カード(次項第一号において「在留
 カード」という。)
 二 中長期在留者以外の外国人 旅券又は在留資格証明書(出入国管理及び難民認定法第二十條
 第四項に規定する在留資格証明書をいう。次項第一号において同。)
 第十一條第二項中「出入国管理及び難民認定法施行規則(昭和五十六年法律令第五十四号)第
 十九条第四項に規定する資格外活動許可書又は同令第十九条の三に規定する在留資格証明書を、次
 の各号に掲げる外国人の区分に依り、それぞれ当該各号に定める書類」に改め、同項に次の各号を
 加える。

- 一 中長期在留者 在留カード
- 二 中長期在留者以外の外国人 旅券、在留資格証明書、出入国管理及び難民認定法施行規則(昭
 和五十六年法律令第五十四号)第十九條第四項の規定による資格外活動許可書又は同令第十
 九條の四第一項に規定する就労資格証明書
 様式第三号(表裏)中「国籍」の次に「時短」を加へ、同様式(裏面)注釋アを次のように改
 める。
 7 表裏の記載に当たっては、(一)の時短については(一)の時短に在留カードにより
 確認し、記載することとし、(二)の時短については(一)の時短に在留カードにより
 確認し、記載することとし、(三)の時短に在留カードにより確認し、記載することとし、
 (四)の時短に在留カードにより確認し、記載することとし、(五)の時短に在留カードにより
 確認することとし。
 ただし、在留カードを所持しない者については(一)の時短は出入国管理及び難民認定法及び日
 本国との平和条約に基づき日本の国籍を喪失した者等の出入国管理に関する特別法の一部を改
 正する等の法律(平成二十一年法律第七十九号)附則第十五条第二項各号に定める期間につ
 いては、外国人登録証明書により確認し、記載することとできること。
 (就業年金給付規則の一部改正)
 第十二條 就業年金給付規則(昭和四十一年厚生省令第四十五号)の一部を次のように改正する。
 第一条第二項第一号中「若しくは住民票簿」を「又は住民票簿」に改め、「第(一)号」の下に「(出入国管理
 及び難民認定法(昭和二十六年政令第三十九号)第十九条の三に規定する中長期在留者及び日本
 国との平和条約(昭和二十一年法律第百二十五号)第十九条の三に規定する特別法の一部を改
 正する等の法律(平成二十一年法律第七十九号)附則第十五条第二項各号に定める期間)につ
 いては、(又は外国人登録簿法(昭和二十七年法律第百二十五号)第十九条の三各号に規定
 する等の法律(平成二十一年法律第七十九号)附則第十五条第二項各号に定める期間)に
 加へ」として、(又は外国人登録簿法(昭和二十七年法律第百二十五号)第十九条の三各号に規定
 する等の法律(平成二十一年法律第七十九号)附則第十五条第二項各号に定める期間)に
 加へ」として、(若しくは他の身分を認める書類(の写し))に改める。

第三十三條 難民認定法第三條の二第一項に規定する在留資格をいう。を附載したものに限る。とし、日本

第九條第一項第一号中「若くは特別永住者」を「又は特別永住者」に改め、同項の下に「出入国管理

第十一條第一項中「可籍の原本等」を「第九條第一項第一号に掲げる書類」に改める。

第十四條 雇用保険法施行規則(昭和五十二年労働省令第三号)の一部を次のように改正する。

第七十一條第一項中「在留票の写し」の下に「出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三十九号)第十九條の三に規定する中長期在留者及び日本

第九條の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し」に改め、同条第二十

第十四條 雇用保険法施行規則(昭和五十二年労働省令第三号)の一部を次のように改正する。

第七十一條第一項中「在留票の写し」の下に「出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三十九号)第十九條の三に規定する中長期在留者(以下「中長期在留者」といふ)及び日本

第九條の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し」に改め、同条第二十

第十四條 雇用保険法施行規則(昭和五十二年労働省令第三号)の一部を次のように改正する。

第七十一條第一項中「在留票の写し」の下に「出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三十九号)第十九條の三に規定する中長期在留者(以下「中長期在留者」といふ)及び日本

第九條の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し」に改め、同条第二十

第十四條 雇用保険法施行規則(昭和五十二年労働省令第三号)の一部を次のように改正する。

第七十一條第一項中「在留票の写し」の下に「出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三十九号)第十九條の三に規定する中長期在留者(以下「中長期在留者」といふ)及び日本

及難民認定法第三條の二第一項に規定する在留資格をいう。を附載したものに限る。とし、日本

第九條第一項第一号中「若くは特別永住者」を「又は特別永住者」に改め、同項の下に「出入国管理

第十一條第一項中「可籍の原本等」を「第九條第一項第一号に掲げる書類」に改める。

第十四條 雇用保険法施行規則(昭和五十二年労働省令第三号)の一部を次のように改正する。

第七十一條第一項中「在留票の写し」の下に「出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三十九号)第十九條の三に規定する中長期在留者(以下「中長期在留者」といふ)及び日本

第九條の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し」に改め、同条第二十

第十四條 雇用保険法施行規則(昭和五十二年労働省令第三号)の一部を次のように改正する。

第七十一條第一項中「在留票の写し」の下に「出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三十九号)第十九條の三に規定する中長期在留者(以下「中長期在留者」といふ)及び日本

第九條の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し」に改め、同条第二十

第十四條 雇用保険法施行規則(昭和五十二年労働省令第三号)の一部を次のように改正する。

第七十一條第一項中「在留票の写し」の下に「出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三十九号)第十九條の三に規定する中長期在留者(以下「中長期在留者」といふ)及び日本

第九條の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し」に改め、同条第二十

第十四條 雇用保険法施行規則(昭和五十二年労働省令第三号)の一部を次のように改正する。

第七十一條第一項中「在留票の写し」の下に「出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三十九号)第十九條の三に規定する中長期在留者(以下「中長期在留者」といふ)及び日本

第九條の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し」に改め、同条第二十

第三十三条第二項中「日本の国籍を有しない者については、外国人登録原簿の写し又は外国人登録原簿の記載事項証明書」を「中长期在留者及び特別永住者については住民票の写し(住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第五十二条において同じ。)(及び前項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び前項の申請の事由を証する書類とする。以下改正。

第五十二条第二項中「若しくは」を「又は」とし、「日本の国籍を有しない者については、外国人登録原簿の写し又は外国人登録原簿の記載事項証明書」を「中长期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び前項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び前項の申請の事由を証する書類とする。以下改正。

第六十二条第二項中「日本の国籍を有しない者については、外国人登録原簿の写し又は外国人登録原簿の記載事項証明書」を削る。

第二十條 移民法施行規則(平成二年厚生省令第二十号)の一部を次のように改正する。

第一條の三第ニ項第二号中「掲げる事項」の下に「(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三十九号)第十九条の三に規定する中长期在留者)以下「中长期在留者」という。及び日本国との平和条約に基き日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者(以下「特別永住者」という。以下同じ。)(住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等)を加え、以下を「第六十二条第二項において」に「日本の国籍を有しない者については、外国人登録原簿の写し又は外国人登録原簿の記載事項証明書」を「出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し、」に改める。

第三十二条第二項中「日本の国籍を有しない者については、外国人登録原簿の写し又は外国人登録原簿の記載事項証明書」を「中长期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び前項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び前項の申請の事由を証する書類とする。以下改正。

第五十二条第二項中「日本の国籍を有しない者については、外国人登録原簿の写し又は外国人登録原簿の記載事項証明書」を「中长期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び前項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び前項の申請の事由を証する書類とする。以下改正。

第六十二条第二項中「日本の国籍を有しない者については、外国人登録原簿の写し又は外国人登録原簿の記載事項証明書」を削る。

第二十一条 移民法施行規則(平成三年厚生省令第四十四号)の一部を次のように改正する。

第一條の三第ニ項第一号中「日本の国籍を有しない者については、外国人登録証明書」を「出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三十九号)第十九条の三に規定する中长期在留者(第三十三条第二項において「中长期在留者」という。)(及び日本国との平和条約に基き日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者(同項において「特別永住者」という。以下同じ。)(住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等)を加え、以下を「第三十三条第二項において同じ。)(出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写しとする。以下改正。

第三十三条第二項中「日本の国籍を有しない者については、外国人登録証明書」を「中长期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び前項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び前項の申請の事由を証する書類とする。以下改正。

第五十二条第二項中「若しくは」を「又は」とし、「日本の国籍を有しない者については、外国人登録原簿の写し又は外国人登録原簿の記載事項証明書」を「中长期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び前項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び前項の申請の事由を証する書類とする。以下改正。

第六十二条第二項中「日本の国籍を有しない者については、外国人登録原簿の写し又は外国人登録原簿の記載事項証明書」を削る。

第二十條 移民法施行規則(平成十年厚生省令第四号)の一部を次のように改正する。

第一條第一号中「若しくは」を「又は」とし、「事項」の下に「(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三十九号)第十九条の三に規定する中长期在留者及び日本国との平和条約に基き日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者)以下「特別永住者」という。以下同じ。)(住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等)を加え、以下を「第三十三条第二項において同じ。)(出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し、」に改める。

第三十三条第二項中「若しくは」を「又は」とし、「住民票」に改め、「住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第七十五条に掲げる事項を記載したものに限る。又は外国人登録証明書の写し」を削る。

第十九条第四項中「外国人登録証明書」を「住民票の写し(住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。)(以下改正。

第二十五条 移民法施行規則(平成十年厚生省令第七号)の一部を次のように改正する。

第一條第一号中「若しくは」を「又は」とし、「事項」に改め、「事項」の下に「(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三十九号)第十九条の三に規定する中长期在留者及び日本国との平和条約に基き日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者)以下「特別永住者」という。以下同じ。)(住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等)を加え、以下を「第三十三条第二項において同じ。)(出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し、」に改める。

第三十三条第二項中「若しくは」を「又は」とし、「住民票」に改め、「住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第七十五条に掲げる事項を記載したものに限る。又は外国人登録証明書の写し」を削る。

第十九条第四項中「外国人登録証明書」を「住民票の写し(住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。)(以下改正。

5 新雇保則第六条第一項の雇用保険被保険者資格取得届、新雇保則第七条第一項の雇用保険被保険者資格喪失届、新雇保則第十四条第一項の雇用保険被保険者氏名変更届、新雇保則第百四十六条第二項第一号の雇用保険被保険者資格取得届光ディスク等提出用様式及び同項第一号の雇用保険被保険者資格喪失届光ディスク等提出用様式は、当分の間、なお旧雇保則の相当様式によることができる。